

自治会法人御園南自治会規約

制定 平成21年3月29日

改正 平成24年4月 1日

改正 平成27年4月 1日

改正 令和 3年4月 1日

(名称及び事務所)

第1条 本会は、自治会法人御園南自治会と称し、事務所を相模原市南区御園4丁目14番6号に置く。

(区域)

第2条 本会の区域は、相模原市御園4丁目1番から16番まで、5丁目10番から12番まで、5丁目15番とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、前条に定める区域内に住所を有する個人とする。

2 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。

(入会)

第4条 第2条に定める区域に住所を有する個人が本会に入会しようとする時は、別に定める入会申込書を会長に提出することとする。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第5条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、退会したものとする。

(1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。

(2) 本人から退会届が会長に提出されたとき。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、自治会員と同額の会費を徴収する。

(目的)

第7条 本会は、会員の相互の親睦及び連絡、環境の整備、福祉の増進、防犯、防災並びに集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資するため地域的な共同活動を行うことを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、本会に次に定める専門部を置き、それぞれの専門部は当該各号に定める事業を行う。

(1) 防災部 自主防災及び火災予防の推進、防災訓練運営、消火器の維

- 持管理、災害時要援護者支援、その他防災対策に関する事業
- (2) 防犯部 防犯活動の推進並びに防犯灯の設置及び維持管理、その他防犯に関する事業
 - (3) 環境衛生部 公園の維持管理、ゴミ集積所の維持管理、地域清掃、その他環境衛生及び美化活動の推進に関する事業
 - (4) 文化部 夏まつり、文化祭、講習会、その他文化的行事に関する事業
 - (5) 体育部 会員の健康保持、体育活動及び親睦のレクリエーションに関する事業
 - (6) 福祉部 敬老会、高齢者集いの場の提供、その他福祉に関する情報提供及び事業
 - (7) 交通土木部 交通安全の推進及び標識、カーブミラー等設備の整備、その他放置自転車対策等交通に関する事業、道路補修に関する管理
 - (8) 広報部 回覧物の配布及び掲示、自治会報の発行その他広報に関する事業
 - (9) 高齢者部 高齢者クラブ「ゆとり御園」の企画・運営

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 部長 各専門部に1名
- (6) 相談役 若干名
- (7) 組長 (各組に1名)
- (8) 子ども育成会会長 1名
- (9) 子ども育成会副会長 1名
- (10) 上記役員その他必要に応じて副部長を置くことができる

(役員を選任)

第9条 役員は、会員の中から選出し総会の承認を受ける。

2 監事は、会長、副会長及びその他の役員を兼ねることはできない

3 組長は各組で選出する。

(役員職務)

第10条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に必要な書類を管理する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査し、総会において報告すること。
 - (2) 会計及び資産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。
- 5 部長は、第7条第2項各号に規定する各専門部の事業を行う他、各専門部の活動に協力する。
- 6 副部長は、前項の部長を補佐する。
- 7 相談役は、本会の運営を補佐する。
- 8 組長は、各組内の次に掲げる業務を行うと共に、各活動に積極的に参加するものとする。
 - (1) 会費の徴収
 - (2) 回覧文書の管理
 - (3) 転出入者の手続き管理
 - (4) 各組要望の取りまとめ等(任期)

第11条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。
(会議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会、三役会とする。

- 2 総会は、本会の最高議決機関であり、定期総会及び臨時総会とし、第8条の役員(新旧)による代議員をもって構成する。
- 3 役員会は、監事を除く第8条の役員をもって構成する。
- 4 三役会は、会長、副会長、会計をもって構成する。
(総会等の招集)

第13条 定期総会は、年1回開催とする。

- 2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に会長が召集する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会員の5分の1以上から会議の主目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 第10条第4項第3号の規定により監事から開催の請求があったとき。

3 役員会、三役会は、会長が召集する。

(総会の議決事項)

第14条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算の承認に関する事。
- (2) 資産管理報告の承認に関する事。
- (3) 事業計画及び予算の承認に関する事。
- (4) 規約の改正に関する事。
- (5) 会費の改定に関する事。
- (6) 役員を選任に関する事。
- (7) その他役員会において必要と認めた事項に関する事。

2 前項に定める事項で急を要するものは、役員会で議決執行することができる。

この場合においては、次の総会で承認を受けなければならない。

(総会の成立要件、議長及び議決)

第15条 総会は、代議員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項についての書面をもって表決し、又は委任状をもって表決を委任することができる。

3 総会の議長は、出席した代議員の中から選出する。

4 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第16条 総会については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員の現在数及び出席者数
- (3) 開催の目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名及び押印しなければならない。

(役員会の議決事項)

第17条 役員会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (役員会の成立要件、議長及び議決)

第18条 役員会には、第15条及び16条1項第1号から第4号までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「代議員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(三役会)

第19条 三役会は、本会の運営等に関する事項の企画立案及び役員会の議題設定を行い、必要に応じて部長も参加する。

(事業計画及び予算)

第20条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該年度の予算が総会において議決されていない場合には、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

(資産の構成)

第22条 本会の資産は次の通りとする。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) 会費

(3) 事業に伴う収入

(4) 資産から生じる収入

(5) 寄付金

(6) その他の収入

(資産の管理)

第23条 本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の決議により定める。

(資産の処分)

第24条 本会の資産で、第22条第1項に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し又は担保に供する場合には、総会において出席者の4分の3以上の同意を要する。

(会計及び資産帳簿の整備)

第25条 会長は、本会の収入、支出及び資産の状況を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備しておかなければならない。

2 会員が前項の帳簿の閲覧を請求したときは、これを閲覧に供しなければならない。

(事業報告及び決算)

第26条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書及び財産

目録等を作成して行うものとし、会長は、これらの書類について監事の監査を受けた後、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(規約の変更)

第27条 この規約は総会において出席者の4分の3以上の同意を得、かつ、相模原市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(備付帳簿及び書類)

第28条 規約、会員名簿、認可及び登記簿に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類並びにその他必要な帳簿及び書類は、本会の事務所及び会長宅に備えておかななければならない。

(委任)

第29条 この規約の施行に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

付 則

1. この規約は平成21年5月25日から施行する。
2. 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第20条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

(旧規約の廃止)

3. 御園南自治会会則(昭和45年4月1日制定)は、廃止する。

(経過措置)

4. この規約の施行日における役員は、この規約の定めにかかわらず、その任期は平成22年度総会までとする。
3. この規約の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て別に定める。

細 則

1. 会 費

- (1) 会費は一世帯毎に毎月400円とし、内100円を自治会館修繕改築資金積立金に充当する。
但しアパート、寮等の入居者の学生に限り200円とする。
- (2) 会費の納付は1年分を5月に前納すること。但し1年分を2回に分けて、5月及び10月に前納することもさまたげない。
- (3) 転出入による会費清算は、その翌月分からの返還、納入とする。
- (4) 諸募金は会費より応分の支出を負担する。

2. 慶 弔

(弔慰金)

- (1) 世帯主は5千円、配偶者、同居の世帯主の父母（義父母含む）は5千円とする。

(敬老のお祝い)

- (2) 毎年敬老の日に、80歳以上の会員に相当のお祝い品を贈る

(その他)

- (3) その他必要事項は、役員会で協議して決める。

2. 自治会館の運営

- (1) 自治会館の運営については、「御園南自治会運営委員会」を設け、運営する。
- (2) 管理運営においては自治会館使用規則による。